⑱　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型）である。
⑲　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
⑳　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
㉑　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
㉒　本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。
㉓　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
㉔　本工事は、企業の技術力審査・評価を効率化するため、入札公告、申請書等の提出期限、入札、開札及び落札者決定のそれぞれについて、同一日に行う複数の工事において資料及び施工計画を共通化して審査を行う一括審査方式の試行対象工事である。
　①工事、②工事及び③工事に同時に参加を希望する場合は、いずれかの工事において資料及び施工計画を提出し、資料及び施工計画を提出しない他の工事においては、入札説明書で示す別記様式10を資料及び施工計画に代えてそれぞれ提出すること。ただし、申請書については、参加を希望する工事毎に提出すること。詳細は入札説明書による。
　なお、本試行対象工事においては、配置予定技術者の申請は１名のみ（経常建設共同企業体の場合は各構成員１名ずつ）とし、対象工事ごとに別々の技術者を申請すること及び本試行対象工事間での監理技術者の兼務は認めない。
　また、落札決定は、次のイの順に行い、本試行対象工事のいずれかの工事を落札した場合は、落札した工事以降に落札決定する工事の入札は入札条件に合致しないものとして無効とする。
　落札決定通知予定は以下のとおりとする。
ア　通知年月日　令和８年２月20日（予定）
イ　通知時刻
　①工事　10時00分（予定）
　②工事　11時30分（予定）
　③工事　13時30分（予定）
ウ　通知年月日及び通知時刻を変更する場合は別途連絡するが、通知年月日等を変更した場合でも落札決定の順番は変えないものとする。

2　競争参加資格
　次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成22年度以降に、次の要件を満たす工事の元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ア　単体及び経常建設共同企業体の代表者については、平成22年度以降に完成した下記㋐から㋒の全ての要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること。
　㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
　㋑　橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。
　㋒　最大支間長が25m以上であること。
　ただし、上記㋐から㋒は同一工事であること。
イ　経常建設共同企業体の代表者以外の構成員については、平成22年度以降に完成した上記ア㋐から㋑の全ての要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること。
　ただし、上記ア㋐から㋑は同一工事であること。
　なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。）が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
　また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、小樽開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の実績として妥当と判断された場合、参加を認める。
⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別添図面及び別添仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での架設期間に専任で配置できること。現地での架設期間は、①工事は令和９年４月１日から令和11年２月５日まで、②工事は令和９年４月１日から令和10年１月25日まで、③工事は令和９年４月１日から令和９年12月27日までを予定する。
　なお、受注者は、工事の継続性等について支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
イ　平成22年度以降に、上記⑷アに掲げる要件を満たす橋梁架設工事を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　ただし、経常建設共同企業体の代表者以外の構成員については、上記⑷イに掲げる要件を満たす橋梁架設工事を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局（旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。）が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑾　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。
⑿　「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。